

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第18条第1項の規定にもとづき申請を行なった電気特定小売供給約款（2023年4月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率、附則4（料金前払契約についての特別措置）に定める料金前払割引に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（燃料費調整）に定める基準単価および別表3（離島ユニバーサルサービス調整）に定める離島基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

（1）Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯		
需要家料金		
1 契約につき	110.00	10.00
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	103.40	9.40
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	180.40	16.40
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	334.40	30.40
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	488.40	44.40
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	796.40	72.40
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	398.20	36.20
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	350.90	31.90
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	589.60	53.60
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	294.80	26.80
従量電灯A		
最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで	496.91	45.17
電力量料金		
15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	31.39	2.85
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	40.95	3.72
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	44.08	4.01
従量電灯B		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	429.00	39.00
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	28.42	2.58
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	37.54	3.41
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40.37	3.67

区分および単位	料金率	消費税等相当額
臨時電灯 A 1 日につき 総容量が50ボルトアンペアまでの場合 総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合 総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに 総容量が500ボルトアンペアをこえ1 キロボルトアンペアまでの場合 総容量が1 キロボルトアンペアをこえ3 キロボルトアンペアまでの場合1 キロボルトアンペアまでごとに	 11.66 23.32 23.32 233.20 233.20	 1.06 2.12 2.12 21.20 21.20
臨時電灯 B 最低料金 1 契約につき最初の15キロワット時まで 電力量料金 上記をこえる1 キロワット時につき	 759.00 48.49	 69.00 4.41
臨時電灯 C 基本料金 契約容量1 キロボルトアンペアにつき 電力量料金 1 キロワット時につき	 471.90 44.41	 42.90 4.04
公衆街路灯 A 需要家料金 1 契約につき 電灯料金 10ワットまでの1 灯につき 10ワットをこえ20ワットまでの1 灯につき 20ワットをこえ40ワットまでの1 灯につき 40ワットをこえ60ワットまでの1 灯につき 60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき 100ワットをこえる1 灯につき50ワットまでごとに 小型機器料金 50ボルトアンペアまでの1 機器につき 50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1 機器につき 100ボルトアンペアをこえる1 機器につき50ボルトアンペアまでごとに	 104.50 97.90 171.60 320.10 467.50 763.40 381.70 336.60 566.50 283.80	 9.50 8.90 15.60 29.10 42.50 69.40 34.70 30.60 51.50 25.80
公衆街路灯 B 最低料金 1 契約につき最初の15キロワット時まで 電力量料金 上記をこえる1 キロワット時につき	 478.50 30.14	 43.50 2.74
公衆街路灯 C 基本料金 契約容量1 キロボルトアンペアにつき 電力量料金 1 キロワット時につき	 412.50 27.29	 37.50 2.48
低圧電力 基本料金 契約電力1 キロワットにつき 電力量料金 1 キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	 1,110.45 27.95 25.41	 100.95 2.54 2.31

区分および単位	料金率	消費税等相当額
臨時電力 定額制供給の場合 契約電力1キロワット1日につき 従量制供給の場合 電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	 334.40 33.54 30.49	 30.40 3.05 2.77
農事用電力A（かんがい排水需要） 基本料金 契約電力1キロワットにつき 電力量料金 1キロワット時につき 夏季料金 その他季料金	 769.62 21.64 19.67	 69.97 1.97 1.79
農事用電力B（脱穀調整需要） 定額制供給の場合 契約使用期間 最初の30日まで 契約電力 0.5キロワット 1キロワット 2キロワット 3キロワット 4キロワット 5キロワット 30日をこえる1日につき 契約電力 0.5キロワット 1キロワット 2キロワット 3キロワット 4キロワット 5キロワット	 5,505.50 7,914.50 12,848.00 17,820.00 21,263.00 24,728.00 49.50 77.00 170.50 258.50 363.00 456.50	 500.50 719.50 1,168.00 1,620.00 1,933.00 2,248.00 4.50 7.00 15.50 23.50 33.00 41.50
農事用電力C（育苗・栽培需要） 定額制供給の場合 契約電力1キロワットにつき 最初の30日まで 30日をこえる1日につき	 10,527.00 349.80	 957.00 31.80

(2) 附則 4 (料金前払契約についての特別措置) に定める料金前払割引額

単 位	料金前払割引額	消費税等相当額
1 需給契約ごと 1 月につき	円 銭 22.00	円 銭 2.00

(3) 別表2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A		
電 灯		
10ワットまでの1灯につき	0.825	0.075
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.649	0.150
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.298	0.300
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.948	0.450
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8.246	0.750
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでご とに	4.123	0.375
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.463	0.224
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアま での1機器につき	4.926	0.448
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボ ルトアンペアまでごとに	2.463	0.224
(ロ) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.066	0.006
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトア ンペアまでの場合	0.133	0.012
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトア ンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.133	0.012
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルト アンペアまでの場合	1.329	0.121
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボ ルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペア までごとに	1.329	0.121
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.397	0.127

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
(ニ) 農事用電力B (脱穀調整需要) 1日につき 契約電力 0.5キロワット 1キロワット 2キロワット 3キロワット 4キロワット 5キロワット	 0.349 0.699 1.397 2.094 2.793 3.491	 0.032 0.064 0.127 0.190 0.254 0.317
(ホ) 農事用電力C (育苗・栽培需要) 契約電力1キロワット1日につき	2.515	0.229
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B 最低料金 1契約につき最初の15キロワット時まで 電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	 3.185 0.212	 0.290 0.019
(ロ) (イ)以外の場合 1キロワット時につき	0.212	0.019

(4) 別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) に定める離島基準単価

区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A		
電 灯		
10ワットまでの1灯につき	0.004	0.000
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	0.009	0.001
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	0.018	0.002
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	0.025	0.002
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	0.043	0.004
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでご とに	0.021	0.002
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	0.013	0.001
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアま での1機器につき	0.025	0.002
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボ ルトアンペアまでごとに	0.013	0.001
(ロ) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.000	0.000
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトア ンペアまでの場合	0.001	0.000
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトア ンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.001	0.000
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルト アンペアまでの場合	0.007	0.001
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボ ルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペア までごとに	0.007	0.001
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	0.008	0.001

区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
(ニ) 農事用電力B (脱穀調整需要) 1日につき 契約電力 0.5キロワット 1キロワット 2キロワット 3キロワット 4キロワット 5キロワット	 0.002 0.003 0.008 0.011 0.014 0.018	 0.000 0.000 0.001 0.001 0.001 0.002
(ホ) 農事用電力C (育苗・栽培需要) 契約電力1キロワット1日につき	0.013	0.001
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B 最低料金 1契約につき最初の15キロワット時まで 電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	 0.017 0.001	 0.002 0.000
(ロ) (イ)以外の場合 1キロワット時につき	0.001	0.000